

上越市選挙管理委員会告示 第 51 号

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 10 項の規定により準用する同法同条第 5 項の規定により、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和 7 年 10 月 3 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 ポスターを掲示することができる日

令和 7 年 10 月 19 日（日）